

[公印省略]

3 0 法 三 第 6 5 号

平成 3 1 年 2 月 1 9 日

各 位

社会福祉法人三活会

緑の里施設長

安河内 達

面会の制限の解除について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般のインフルエンザ流行を受け、当施設においては、抵抗力の低い高齢者の安全を守るため、当面の間、面会をお断りしておりましたが、感染症対策委員会で検討した結果、本日をもって面会制限を解除することとなりましたのでお知らせいたします。（ただし面会時のマスク着用は継続しますので、ご協力願います）

皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、おかげで感染症の蔓延を防ぐことができました。末筆ではございますが、皆様のご協力に感謝申し上げます。

敬具